

一般会計等貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

自治体名:蟹江町

会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	37,602	固定負債	10,993
有形固定資産	34,453	地方債	9,284
事業用資産	20,536	長期未払金	-
土地	14,294	退職手当引当金	1,709
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	15,083	その他	-
建物減価償却累計額	-9,438	流動負債	1,124
工作物	912	1年内償還予定地方債	799
工作物減価償却累計額	-321	未払金	-
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	-
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	189
航空機	-	預り金	136
航空機減価償却累計額	-	その他	-
その他	-	負債合計	12,117
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	5	固定資産等形成分	38,759
インフラ資産	13,569	余剰分(不足分)	-11,284
土地	6,168		
建物	184		
建物減価償却累計額	-94		
工作物	19,354		
工作物減価償却累計額	-12,059		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	17		
物品	1,649		
物品減価償却累計額	-1,301		
無形固定資産	85		
ソフトウェア	85		
その他	0		
投資その他の資産	3,064		
投資及び出資金	612		
有価証券	-		
出資金	612		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	46		
長期貸付金	7		
基金	2,399		
減債基金	-		
その他	2,399		
その他	3		
徴収不能引当金	-3		
流動資産	1,991		
現金預金	796		
未収金	40		
短期貸付金	63		
基金	1,094		
財政調整基金	830		
減債基金	264		
棚卸資産	-		
その他	-		
徴収不能引当金	-2	純資産合計	27,475
資産合計	39,593	負債及び純資産合計	39,593

一般会計等行政コスト計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日自治体名:蟹江町
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	14,831
業務費用	6,039
人件費	2,675
職員給与費	1,725
賞与等引当金繰入額	189
退職手当引当金繰入額	142
その他	620
物件費等	3,277
物件費	2,141
維持補修費	197
減価償却費	939
その他	-
その他の業務費用	87
支払利息	45
徴収不能引当金繰入額	2
その他	40
移転費用	8,791
補助金等	6,483
社会保障給付	1,203
他会計への繰出金	1,102
その他	3
経常収益	486
使用料及び手数料	103
その他	383
純経常行政コスト	14,345
臨時損失	10
災害復旧事業費	-
資産除売却損	10
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	-
臨時利益	10
資産売却益	10
その他	-
純行政コスト	14,345

一般会計等純資産変動計算書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

自治体名: 蟹江町

会計: 一般会計等

(単位: 百万円)

科目	合計		
	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)
前年度末純資産残高	27,717	38,571	-10,854
純行政コスト(△)	-14,345		-14,345
財源	13,818		13,818
税金等	7,248		7,248
国県等補助金	6,570		6,570
本年度差額	-526		-526
固定資産等の変動(内部変動)		-97	97
有形固定資産等の増加		1,092	-1,092
有形固定資産等の減少		-950	950
貸付金・基金等の増加		767	-767
貸付金・基金等の減少		-1,007	1,007
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	285	285	
その他	-	-	
本年度純資産変動額	-242	188	-430
本年度末純資産残高	27,475	38,759	-11,284

一般会計等資金収支計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日自治体名:蟹江町
会計:一般会計等

(単位:百万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	13,869
業務費用支出	4,933
人件費支出	2,510
物件費等支出	2,338
支払利息支出	45
その他の支出	40
移転費用支出	8,936
補助金等支出	6,628
社会保障給付支出	1,203
他会計への繰出支出	1,102
その他の支出	3
業務収入	13,876
税込等収入	7,247
国県等補助金収入	6,143
使用料及び手数料収入	103
その他の収入	382
臨時支出	2
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	2
臨時収入	-
業務活動収支	4
【投資活動収支】	
投資活動支出	1,819
公共施設等整備費支出	1,092
基金積立金支出	666
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	61
その他の支出	-
投資活動収入	1,408
国県等補助金収入	427
基金取崩収入	905
貸付金元金回収収入	63
資産売却収入	13
その他の収入	-
投資活動収支	-411
【財務活動収支】	
財務活動支出	709
地方債償還支出	699
その他の支出	10
財務活動収入	1,235
地方債発行収入	1,235
その他の収入	-
財務活動収支	526
本年度資金収支額	119
前年度末資金残高	541
本年度末資金残高	660
前年度末歳計外現金残高	135
本年度歳計外現金増減額	1
本年度末歳計外現金残高	136
本年度末現金預金残高	796

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

該当なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの 該当なし

イ 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、出資金先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年～50年

工作物 6年～60年

物品 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

該当なし

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

④ 損失補償等引当金

該当なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（蟹江町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね 10% 未満相当額以下であるときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

土地取得特別会計

コミュニティ・プラント事業特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 —

連結実質赤字比率 —

実質公債費比率 3.4%

将来負担比率 63.0%

⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 - 百万円

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 - 百万円

⑦ 新型コロナウイルス感染症による影響

本年度の行政コスト計算書上の補助金等及び資金収支計算書上の補助金等支出には、特別定額給付金の給付事業による支出 3,758 百万円が計上されています。また、その財源としての国庫支出金の収入があり、純資産変動計算書上の国県等補助金及び資金収支計算書上の国県等補助金収入に同額が計上されています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 基準モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

ア 財務書類の対象となる会計の変更

該当なし

② 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算において、財産収入として措置されているもの

イ 内訳

該当なし

- ③ 減債基金に係る積立不足額 該当なし
- ④ 基金借入金（繰替運用） 該当なし
- ⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 8,780 百万円
- ⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	7,544 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	684 百万円
将来負担額	16,807 百万円
充当可能基金額	3,700 百万円
特定財源見込額	- 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	8,780 百万円
- ⑦ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △601 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	17,055 百万円	16,397 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	14 百万円	12 百万円
繰越金に伴う差額	△541 百万円	-
会計間の繰入れ・繰出しの相殺消去に伴う差額	△9 百万円	△9 百万円

資金収支計算書	16,518 百万円	16,399 百万円
---------	------------	------------

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（土地取得特別会計、コミュニティ・プラント事業特別会計）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	12 百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	427 百万円
未収債権額の増加（減少）	△1 百万円
減価償却費	△939 百万円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△23 百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	3 百万円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	0 百万円
資産除売却益（損）	2 百万円
その他臨時損失	0 百万円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△526 百万円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	- 百万円
一時借入金に係る利子額	- 百万円

⑤ 重要な非資金取引

該当なし